

令和6年度第2回 札幌市国民健康保険運営協議会の概要

1 日時

令和6年（2024年）11月11日（月曜日）午後6時～午後7時18分

2 場所

札幌市民交流プラザ 4階 控室 402（中央区北1条西1丁目）

3 出席者（敬称略）

(1) 運営協議会委員（14名のうち出席者11名）

ア 公益代表

阪 正寛、芝木 厚子、田中 かおり

イ 被保険者代表

細矢 信晴、皆川 智司、吉田 正幸

ウ 保険医または保険薬剤師代表

百石 雅哉、大森 幹朗、山野 勝美

エ 被用者保険等保険者代表

中谷 慎也、濱田 斉

(2) 役員

会長 阪 正寛

副会長 芝木 厚子

議事録署名委員 皆川 智司、百石 雅哉

(3) 事務局

保険医療部長、保険企画課長、保険事業担当課長、国保健康推進担当課長 ほか

4 審議事項

(1) 協議第1号 令和12年度の全道保険料率の統一に向けて

ア 説明の趣旨

- ・前回の運営協議会では、令和7年度から12年度までの6年間で、保険料が毎年均等に移行する提案をし、様々な指摘や意見から前回の案を修正した再提案を行いたい。

（第1回運営協議会での意見と札幌市の見解）

- ・道内統一の賦課割合を札幌市の賦課割合にできないか。
⇒道の方針決定に至るプロセスは理にかなったものであると判断している。
- ・国保の都道府県単位化の影響について、よく分からない。
⇒1世帯当たりの平均保険料について、都道府県単位化前の平成29年度よりも平成30年度以降のほうが赤字補填をしてもなお、それ以前に比べて平均保険料が抑えられている。

- ・統一保険料率を達成した後、なぜ各市町村で賦課割合が異なっているのか。
⇒保険料率を統一すると、どこの市町村でも保険料率は同じになるが、市町村ごとに所得水準、世帯数、加入者数が異なるため、計算の結果として賦課割合に違いが生じている。
- ・もっと他市町村の動向を知りたい。
⇒政令指定都市ではこれから検討するところが多く、道内市町村では複数年をかけて激変緩和措置を取る、あるいは、取る予定のところが多い。
- ・今回は、保険料の上昇率と、令和 12 年度までのトータルの負担増の両方のバランスを勘案する提案する。
- ・負担軽減策として、均等割へ基金を投入することを検討している。
ただし、令和 8 年度以降は、現時点では基金の活用可能額が不明なため、見通しがついた後、どこまで投入可能か検討していくこととしたい。
- ・激変緩和措置として想定した 6 パターンを比較した。
パターン①、令和 7 年度から 6 年間均等に同額を上げていくもの。(前回案)
パターン②、令和 10 年度から 3 年間均等に同額を上げていくもの。
パターン③、令和 9 年度から 4 年間均等に同額を上げていくもの。
パターン④、令和 7 年度から 2 年ごとに均等に同額を上げていくもの。
パターン⑤⑥、令和 7 年度から徐々に上げていくもの。
同じ曲線グラフだが、⑥は⑤に比べ、最初は上げ幅を小さくし、後年次になるほど大きくしたもの。
- ・6 パターンを比較した結果、毎年の保険料の増加率及びトータル負担増のバランスが取れているパターン⑤を軸に賦課割合の見直しを進めることとしたい。
- ・仮にパターン⑤を採用し、令和 7 年度に基金 1.3 億円を均等割の抑制に投入した場合、1 人当たりの年間保険料が軽減なし世帯では 390 円の減少、7 割軽減世帯では 117 円の減少となる。

イ 主な質疑

Q 軽減措置については今後も継続するのか？

A 国が決めている制度であり、今のところ、国からは何も話はないため、今後も引き続くものだと考えている。

Q 負担軽減策について令和 8 年度以降はどう考えているのか？

A 基金の活用可能残高が今の段階では不明なため、金額を示すことできない。

令和 8 年度以降も同じような方向性でコントロールしていくとご理解いただければと思う。

Q 他に基金の活用方法はあるのか？

A 既に北海道庁から基金の使途についてはある程度示されているところ。

赤字補填や市町村独自の保健事業の財源、国庫支出金等の返還が生じた際の財源にしてよいとされている。

Q 保険料の負担が減る方への措置は必要ないのではないか？

A 所得割と均等割のバランスを変えることによって、逆相関的に生じてしまうものであり、どちらかみの措置ということは困難である。

Q 令和 11 年度までに可能な限り基金を使用してしまってはどうか？

A 負担が増える方々への配慮になるべく充てたいとは考えている。

ウ 協議結果

承認された。